



The Bulletin

Volume 3, Issue 9

外国公務員の汚職リスクに対応し、企業の社会的評判への悪影響を回避する

競争が激化するグローバル市場で外国公務員に見返りを要求された場合、貴社はどのようなルールを策定していますか？

米国に所在または上場し、1934年証券取引法に基づいて米国証券取引委員会(SEC)に定期報告書を提出する必要のある企業は、海外腐敗防止法(FCPA)の遵守が求められています。FCPAとは、ビジネスの獲得または継続の目的で外国公務員への贈賄を禁止する法律です。経済協力開発機構(OECD)の加盟国29カ国および非加盟国5カ国は、すべての参加者が同じ条件、同じルールに基づいてビジネスを遂行できるように、国際取引における外国公務員への贈賄問題に対処する同様の協定を採用しています(OECD 外国公務員贈賄防止条約)。

汚職防止は現在、世界中で主要な関心事となっており、世界貿易機構(WTO)、欧州連合(EU)、米州機構(OAS)、東南アジア諸国連合(ASEAN)、カリブ共同体(CARICOM)、アフリカ連合(AU)等の様々な組織体が、加盟国に対して汚職防止に取り組むことを要請しています。しかし、何世紀にもわたって続けられてきた商習慣や行為は、立法者・規制当局・国際貿易機構などによって根絶できるほど単純なものではありません。

このBulletinでは、汚職リスク管理に焦点をあて、FCPAを議論のフレームワークとして解説します。

なぜ対応する必要があるのか？

長年にわたって、賄賂のコストを負担できるのは富裕層だけでした。賄賂は「公正な取引」という基本ルールを阻害する行為です。不正取引は物やサービスの流通に非効率をもたらしますが、それは高品質、適時性、コスト最小化などといった調達目的が違法な支払による見返りの犠牲となってしまうためです。特に発展途上国においては、基本サービスを提供したり海外からの投資を誘致したりする政府の能力を弱体化することになり、このような不正利得は政府に対する失望、信用喪失を招くことになります。

ビジネスの観点からすると、不正取引はビジネス活動の誠実性に対する公的な信頼を脅かす非道徳的な行為であることや国の政策といった問題だけにとどまりません。国によっては、法令違反が生死にかかわる問題となる場合もあります。例えば中国では、他国から賄賂を受け取ったために公務員が処刑されたケースがあります。

また、不正取引は会社や株主に多額の損失をもたらします。例えば、FCPAの贈賄防止条項では、法人および事業団体に対し2百万ドル以下の罰金が科せられ、執行役、取締役、株主、従業員、代理人に対しては10万ドル以下の罰金と5年以下の懲役が科せられます。米国司法省は、代替罰金法(Alternative Fines Act)のもとでは実際の罰金額がさらに高額になる可能性を指摘しています。実際に罰金総額が、被告人が贈賄によって得ようとした

利益の2倍までにもなる可能性があります。たとえ大企業であっても、このような金額は企業にとって大きな損失となりえます。

不正取引にはその他の処罰が課せられる可能性もあります。まず、不正支払によって得たビジネスの利益を返還しなければならなくなる可能性があります。米国政府との取引資格が停止される可能性もあり、これは多くの大企業にとって非常に影響の大きい処罰です。このような極端な結果は稀ですが、それでもなおその脅威は存在しています。さらに、当たり前ですが、FCPA 違反となる外国公務員への支払額は、税務上損金算入が認められません。

不正取引について、さらに考慮しなければならない事項があります。個人に科せられた罰金を雇用者が支払うことはできないので、罪を犯した従業員は、自分自身の行動の責任を負うことになります。従業員は自分が犯した行為により少なからぬ懲役を科せられることもあります。

2008年12月、シーメンスAG(本社ミュンヘン)とその子会社3社は、米国での長期にわたる贈賄行為に対する和解として8億ドル超の罰金に加え、ビジネスの継続許可のためにヨーロッパ当局への395百万ユーロ(5億ドル以上)の支払いに合意しました。これらの費用には、弁護士費用や、不法行為の調査費用は含まれません(これらの追加費用はかなりの額になります)。

シーメンスの社内調査によって、米国およびその他複数の海外拠点において贈賄の証拠が発見されました。その結果、シーメンスは前CEO2人と前取締役9人を、贈賄に対する監督不行届で告訴しました。このような結果は、株主価値や社会的評判への影響はもちろん、企業にとって恥ずべきことです。

必要なものは何か？

米国企業による外国公務員への賄賂に関する米国司法省の調査件数は増加しています。同時に、FCPA 違反に関する刑罰および不正利得の返還も劇的に増加しました。どの企業にとっても贈賄や不正取引を完全になくすることは重要かつ難しい取り組みですが、それでもなおFCPA の遵守は要求されています。

FCPA には2つの重要な条項があります。1つは「公正な財務記録」条項で、「帳簿・会計記録・勘定に、合理的な詳細さで、正確かつ公正に発行者の取引と資産の処分を反映する」必要性を規定しています。

この条項では、財務会計に係る内部統制システムを「故意に回避」または「故意に無視」した人物、あるいは「故意に帳簿・会計記録・勘定を改竄」した人物に対し、刑事責任を科しています。FCPA によると、企業は以下の目的が達成されているとの合理的保証を得るのに十分な、財務会計に係る内部統制システムの設計及び維持を必要としています。その目的とは、(a)経営者の承認に基づく取引の実行、(b)GAAP に基づいた財務諸表の作成および資産に関する説明責任を維持するのに必要な取引の記録、(c)経営者の承認に基づく場合に限定した会社資産へのアクセス許可、の3つです。これらの会計に関する条項の目的は、企業が賄賂の支払を隠蔽するための、いわゆる簿外の「不正資金」の利用を阻止することにあります。

もう1つの条項は「贈賄禁止」条項で、ビジネスを獲得または維持するために外国公務員に賄賂を贈ることを禁止しています。FCPA の判例は非常に少ないので、企業と個人に対して実施された措置をもとに法を解釈することになります。米国司法省は、www.usdoj.gov/criminal/fraud/fcpa/ で閲覧できる「一般向けガイド」の中で、これらの条項の概要を説明しています。このガイドによれば、次頁の5つの要素を満たす場合にFCPA 違反とみなされます。

1. 「**違反者**」 - FCPA は個人、企業、執行役、取締役、従業員、企業を代表して行動する代理人や株主に適用されます。また、贈賄禁止条項に違反することを他者に命令・承認・補助した者、あるいはこの条項への違反を共謀した個人・企業も処罰の対象となります。米国の親会社と、海外で設立された子会社に雇用されたあるいは代理行為を行う米国民・居住者は、問題となる行動を承認・指示・統制した海外子会社の行為に対して責任を負うことがあります。
 2. 「**贈賄の意図**」 - 支払を行った者または支払いを承認した者(以下「支払者等」)に、受取人の公的な立場を乱用させて支払者等とのビジネスを不当に成立させようとする贈賄の意図があることが求められます。FCPA が「意図」を重要視する理由は、「贈賄行為による目的の達成」を違反要件としていないからです。賄賂を支払うという申し出や約束自体が法令違反の要件となりうるということです。FCPA では、外国公務員への支払について「贈賄(bribery)」と「円滑化のための支払(grease payment)」を区別しています。円滑化のための支払(grease payment)はFCPA で許容されていますが、各国の法令によっては違反となることがあります。円滑化のための支払(grease payment)は、公務員に既に実施の義務がある職務について、その遂行を迅速または円滑に進めるために支払われるものです。「贈賄(bribery)」との違いは微妙なので、解釈にあたっては弁護士の助言が必要です。下記で論じる通り、このような支払が違法となる国もありますので注意が必要です。
 3. 「**支払、または支払の申し出**」 - FCPA は、現金あるいは現金等価物による支払い、支払いの申し出、または約束(支払いや支払いの申し出の承認を含む)を禁止しています。
 4. 「**受取人**」 - FCPA が禁じている賄賂の支払対象は、外国公務員(階級・地位に関わらず)、外国の政党・政党職員、外国官庁の候補者にまで及びます。「外国公務員」とは、外国政府・公的国際機関・それらの部局の役職員、または公的な施設で働いている人を意味します。例えば、国有銀行の役職員、国立病院の医師や研究員、国有石油会社のエンジニアもこの中に含まれます。支払いの全部または一部が、直接あるいは間接的に外国公務員に渡るといって、仲介人を通して賄賂支払をすることも禁止されています。ここで使われている「知って」という言葉は、知らないふりをするあるいは知り得るのに知ろうとしないことを含みます。そのため、海外に代理人や駐在員がいる企業は、代理人や駐在員の活動に関する情報を入手するための手段を構築する必要があります。
 5. **事業目的** - FCPA は、相手を問わずビジネスの獲得や継続あるいは取引の指図において便宜を受けることを目的とした支出を禁止しています。米国司法省は、「ビジネスの獲得や維持」を単なる契約の発注や更新だけでなく、広く解釈しています。
- 前述した通り、FCPA の贈賄禁止条項の例外として、「政府のルーチン業務を円滑にするための支払い」という事項があります。ルーチン業務とは、許可・免許・その他公的書類の発行、ビザ(査証)や執行指示書のような行政書類の作成、警察・郵便集配等のサービスの提供、電話・電気・水道等の供給、貨物運搬、通関検査等の活動を含みます。「政府のルーチン業務」には、特定の団体とのビジネス開始や継続に関する外国公務員のいかなる決定も含まれません。もちろん、これは常に白黒つけられるものではなく、法令の解釈の影響を受ける可能性があり、国によっては法令違反となる場合もあります。これらの支払いを「政府のルーチン業務を円滑にするための支払い」として記録していない場合には、FCPA 違反となります。

す。そのため、多くの企業では方針として「政府のルーチン業務を円滑にするための支払い」を認めていません。

現在のグローバルなビジネス環境において、特に最近では、外国政府の多くが地域経済の安定化のために民間産業に関与しているため、誰が「外国公務員」となるのかを正しく判断することが難しくなっています。そのため、自社に代わって事業を運営する代理人が「外国公務員」とみなされる個人や組織を理解しているかどうかを確かめておくことが重要です。

要するに、個人でも企業でも、取引の獲得・維持・指示を目的とした、外国公務員に対する現金または現金等価物の支払いおよびその申し出・承認は、違法であるということです。結果として、個人、企業、執行役、取締役、従業員、企業の代理人(企業の代理で行動する株主も同様)が賄賂支払いに関与する行動をとった場合、潜在的な汚職リスクが生まれ、企業は規制措置と法的責任にさらされることになります。

想定しなければならないこと

たとえ海外における日常の取引であったとしても、外国公務員への汚職リスクの発生のおそれがあります。国内外で法執行機関と取締当局間の調整が進む中、贈賄者は違法な支払の責任者個人や企業名の証言を強要されます。この情報は当該国の捜査と裁判で使用され、さらに米国や EU などの司法機関によって本国での裁判の証拠として提供されます。

従って、多国籍企業の経営者は、外国での取引の交渉の際に警告となるサインに注意する必要があります。これは、グローバル市場において国有または国が支配する企業と取引をする公開会社、非公開会社、非営利企業にとって特に重要なことです。

以下は、企業がグローバルなビジネス展開に際して確認

すべき七つの大きな項目です。質問は、FCPA に基づいて構成されていますが、他国の同様な反汚職法令や規制にも適用することができます。

● カントリーリスクプロファイル

- 貴社がビジネスを行っている国の文化、政治、規制環境はどのようなものですか。その国では、過去に不正の事実がありますか。
- 貴社は海外事業をどの程度管理できていますか。(注: 貴社が海外事務所代表者と疎遠であればあるほど、贈賄禁止条項違反のリスクは高くなります。例えば、ある米国企業はヨルダンの会社の活動の責任を問われることになりましたが、ヨルダンの会社は米国企業のフランス子会社が雇用していたレバノン人が代表者となっていました。)

● 潜在的な海外のビジネスパートナーとその代表者に対するデューデリジェンス実施の範囲

- 貴社の海外ジョイントベンチャーパートナーまたは代表者は、外国公務員に対して違法な申し出、約束、支払を助長する行動をとらず、FCPA に関するいかなる違反行動もとらないという書面による宣誓書を提出していますか。
- 貴社のジョイントベンチャーパートナーや代表者側には、サービスを実行するための資格や人員等が明らかに不足しているということはありませんか。
- 貴社のジョイントベンチャーパートナーまたは代表者は、潜在的な政府顧客である公務員の関係者または推薦人ではありませんか。
- 貴社は海外パートナー、代理人、その他の代表者に意識向上のための研修を実施していますか。

- **海外における経費、支払の性質**

- 貴社は、海外市場で取引する相手に対し、どのような贈答品・食事・接待を提供していますか。
- 貴社と貴社の代表者は、どのような「当該国内」での寄付金または政治献金をしていますか。
- 貴社は外国でどのようなリース契約をしていますか。
- 貴社または貴社の海外子会社や関連する第三者等が関与する取引の中で、通常でない支払いパターン、異常に高いコミッション体制、特殊な資金調達等がありますか。

- **ビジネスモデルと政府関係者や政党等との取引関係**

- 貴社は、海外でどのような取引をしていますか。(注:例えば、海外の商品を米国の輸入会社から米国内で調達・購入する取引の方が、海外で営業事務所を維持したり国有事業や政府機関の代理店に売り込んだりする取引に比べて、非常にリスクが低いといえます。前者のシナリオもリスクが全くないわけではありませんが、他のビジネスモデルと比べると通常最もリスクが低いと考えられます。後者のシナリオは、海外ビジネスにおける当該企業の関与が大きくなり、同様に汚職リスクも増加します。外国政府または政府機関がビジネスに大きく関与するほど、リスクは高くなります。)
- 貴社と公的な国際機関、国有企業、外国政府、外国の自治体、外国の立法機関、外国の政党、王族等との取引関係は、どのようなものですか。
- 貴社は、外国公務員やその家族を従業員または代理人として雇用していますか。

- **現金勘定・帳簿・会計記録の統制**

- 貴社の海外における銀行口座、小口現金資金、棚卸資産等はどのように監視されていますか。これらの資産についてどのようなコントロールがありますか。
- 貴社と第三者である仲介業者(例えばジョイントベンチャーパートナー、代理人、コンサルタント、代理店等)間の費用または会計記録には、透明性が欠如していませんか。

- **法律・規制と契約**

- 貴社が海外で取引を行うためには、どのような事業免許、許可、認証、検査が必要ですか。
- 米国外で、貴社の代理権限は誰に与えられていますか。
- 貴社と、関連する第三者との契約書にはどのような条項が含まれていますか。
- 貴社は契約遵守をどのように監視していますか。

- **方針と手続**

- FCPA 遵守のために、どのような方針とプログラムがありますか。
- 各自の FCPA 遵守に対する責任と意識を向上するために、どのような研修が行われていますか。
- 従業員や第三者仲介人が、外国公務員関連の微妙な問題や疑問点についての助言を得るために、どのようなプロセスが確立されていますか。

上述の質問で全てが明確になる訳ではありませんが、質問に回答することによって経営陣や取締役会が注意すべき危険信号(レッドフラグ)がわかります。

FCPA 遵守の管理

外国公務員に賄賂を支払った企業は刑事・民事の強制執行に従うことになり、結果として多額の罰金の支払、連邦政府調達契約の停止および禁止となります。さらに従業員と執行役は収監されますが、それは決して望ましい光景ではありません。このような結果を避けるために、多くの企業では、従業員や代理人による不適切な支払の防止・阻止・検知を目的とした詳細なコンプライアンスプログラムを導入しています。FCPA に基づいたコンプライアンスプログラムおよび汚職防止のコントロールとして、以下の項目が挙げられます。

取締役会の監視 - 潜在的な汚職リスクについての積極的な理解や汚職防止コントロールおよび FCPA コンプライアンスプログラムの取締役会による監視等。

上級経営者の監督 - 指名された上級経営者による FCPA コンプライアンスプログラムの推進と監視。

方針・基準・手続と報告体制 - 「汚職防止」または FCPA 対応の方針と基準の文書化および従業員への伝達。重要な従業員、取引業者、契約社員に対して FCPA の要件への遵守を宣誓する書面の提出を要求する確認手続、FCPA 違反となる可能性のある犯罪行為・懸念事項・苦情等を報告するための有効なメカニズム。

リスク評価およびデューデリジェンス - 海外で働いている従業員や代理人が関与する不正リスクを明確に考慮したリスク評価プロセス。特に倫理上問題のあるビジネス慣習のある地域に留意する。従業員、ジョイントベンチャーパートナー、第三者代理人のデューデリジェンス。FCPA 遵守規定を含んだ第三者との契約条文。

効果的な内部統制構築とモニタリング - 適切な会計および帳簿・記録のための内部統制。潜在的な危険信号(レッドフラグ)を認識して報告するため、財務・業務プ

ロセスにある汚職防止コントロールに対する能動的なモニタリング。全階層、全組織にわたる法令遵守の有効性を評価するための、FCPA コンプライアンスプログラムの方針・手続・コントロールの定期的な監査。FCPA の違反領域、および企業の FCPA 遵守を強化する推奨改善案についての上級経営者と取締役会への定期的な報告。コンサルティングサービス等に関連する重要な取引の妥当性の検証。

研修および認知プログラム - 海外で働いている従業員や第三者代理人およびコンサルタントの適切な行動と法的要件の知識を確実にするため、FCPA 認知教育および研修の実施。

調査体制と懲戒制度 - 潜在的な FCPA 違反が報告された場合の徹底的な調査実施と改善措置策定。FCPA 遵守ポリシーに違反した場合に適用される懲戒処分。

以上の項目は、FCPA と同様の贈賄禁止法令があるどの国の企業にも適用可能です。大規模多国籍企業となると、全従業員による全ての取引や金額について監視することはできません。しかし企業は、所在する国の贈賄禁止法令を遵守することを保証する方針と手続を構築し、十分かつ適切な内部統制システムを導入しなければならない義務があります。米国では、この義務には、連邦量刑ガイドライン基準を満たすコンプライアンスプログラムの作成が含まれます。

まとめ

贈賄禁止法令の違反に起因する民事・刑事の罰金は、高額になる可能性があります。これまでに外国公務員に賄賂を払った企業は、刑事上・民事上の措置に従わなければならない、多額の罰金を払い連邦政府との調達契約を停止、解除されました。また従業員や執行役も収監されました。さらに、否定的なメディアの注目により、企業の社会的評判が傷つき、最終利益に打撃を与えて株主価

値を損なう可能性もあります。

このような結果を避けるために、多くの企業が従業員および代理人による不適切な支払の防止・抑止・発見を意図した詳細なコンプライアンスプログラムを導入しています。経営陣にとって、汚職防止コントロールを含む強固なコンプライアンスプログラムを構築・運用することは非常に重

要です。強固なコンプライアンスプログラムは、グローバルなビジネス環境で事業を行う企業にとって「ロードマップ」となるものです。贈賄禁止法令の遵守とそれに対応する内部統制は、企業において国際的な違法行為に起因するすべての問題に取り組むための、包括的な戦略の一部として考えるべきです。

贈賄禁止法令遵守を確認するための質問事項

取締役会のための質問

- 貴社がビジネスを行っている国における汚職リスクの評価結果に満足していますか。ビジネスの実施手法、外国公務員の関与レベル、外国政府に依存する売上の粗利益率、海外市場とのコネクションの方法などを考慮していますか。
- 経営者は、汚職リスクが高い国で贈賄等の法令違反があった場合のリスクを評価していますか(不正利得の返還、罰金や処罰、権利の喪失等さまざまな形態のリスクにおける影響度)。そのリスクの影響度は高いですか。その国での高リスクのビジネス取引を停止するか、問題を調査して是正措置をとるか、問題はないということを確認するか、という中で、どれが最も現実的ですか。リスクが高い国で、賄賂を支払ったことが公表されることによる風評悪化が引き起こすリスクはどの程度重要ですか。

経営陣のための質問

- 経営者は、通常のビジネス過程において会社が外国公務員にどの程度接触しているか理解していますか。
- 貴社は、外国の第三者(特に買収候補者)と契約を結ぶ前に、適切な範囲のデューデリジェンスを行っていますか。
- 財務プロセスおよび業務プロセスの汚職防止コントロールとコンプライアンスプログラムは、経営陣が注意すべきレッドフラグを識別できるように能動的に運用されていますか。すべての業務と組織にわたって遵守されていることを確認するために、コンプライアンスプログラムの遵守状況は、定期的に監査されていますか。
- 経営者は、汚職リスクを定期的に識別し、評価(優先順位付け)していますか。経営者はその評価結果を、会社の汚職予防・抑止・発見の能力向上のために活用していますか。